

移転先21	健康福祉局障害自立支援課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の24の項
②移転先における用途	補装具費の支給に係る負担能力の認定
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人市民税納税者、課税調査対象者のうち利用者本人(支給決定保護者)の属する世帯 個人市民税納税者、課税調査対象者のうち当該障害者及び配偶者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先22	子ども未来局幼保企画課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の16の項
②移転先における用途	施設型給付等に係る利用者負担額の決定、副食費の免除決定
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者
⑥移転方法	[☒] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先23	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の17の項
②移転先における用途	重度心身障害者医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	重度心身障害者、当該重度心身障害者の配偶者及び扶養義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（市税システム端末操作 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	随時
移転先24	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の18の項
②移転先における用途	こども医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子どもの保護者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（市税システム端末操作 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ☐
⑦時期・頻度	随時

移転先25	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の19の項
②移転先における用途	ひとり親家庭等医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	対象児童等、児童と生計を一にする扶養義務者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （市税システム端末操作） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先26	健康福祉局高齢福祉部介護保険課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の22の項
②移転先における用途	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による介護サービスに係る利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市税の納税者、課税調査対象者のうち介護保険被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 （ ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時

[illegible]

移転先29	こども未来局こども青少年支援部、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の3の項
②移転先における用途	児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年次、随時
移転先30	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の21の項
②移転先における用途	重度精神障害者通院医療費補助の資格者証の交付の申請に係る事実についての審査
③移転する情報	個人市民税課税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	重度精神障害者、当該重度心身障害者の配偶者及び扶養義務者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時